

第12回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開 催 日 時	平成23年5月18日(水)午後1時25分から午後2時15分
開 催 場 所	和泉市役所4号館1階会議室
出 席 者	委 員: 弁護士、警察OB 大学教授 事務局: 総務部長、契約検査室長、契約検査室検査担当課長、契約検査室総括参事、契約検査室総括主幹 合計8名
審 議 対 象 期 間	平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
議 題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議
審 議 概 要	<p>(1)入札・契約手続きの運用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約事務を行う組織体制について 平成23年度に契約課を契約検査室に組織強化した。新たに検査担当を設け、進行管理や随時検査を含めたきめの細かい工事検査を行っていくことを伝えた。 ・最低制限価格の計算式の変更について 都道府県、市町村がモデルにしている中央公共工事契約制度連絡協議会の計算式がこの4月から変更になった。それに合わせる形で、本市においてもこの5月から下記のとおり変更した。 《平成23年5月以降の最低制限価格の計算式》 最低制限価格＝直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30% ・業者登録受付の変更について 平成23年度から、登録受付の要件を「指名登録前1年以上その事業を営んでいる者」から、「指名登録前2年以上その事業を営んでいる者」に変更した。また、市内・準市内業者については、本市における営業年数が2年以上で、かつ市税の納税義務を2年以上以上果たしていることを条件にした。 ・指名停止要綱の一部変更について 資料配布、入札(見積合せ)の無断欠席、及び郵便入札書を無断で送付しなかった場合の指名停止要件を見直し、これまでは直ちに指名停止にしていたものを、この6月からは過去6ヶ月の間に2回以上欠席等した場合に初めて指名停止することに要件を緩和した。 <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札案件 <ul style="list-style-type: none"> ①松尾寺公園整備工事 ②のぞみ野2号公園改修工事 ③光明池1号公園改修工事 ④市立富秋中学校耐震補強等工事(その2) <p>委員～①②③については造園工事である。他の業種に比べて落札率が高いようであるが、これまでと同じような理由があるのか？ 事務局～①については、年次計画的に実施している工事で、当委員会でも何度か審議していただいた。その時にも説明したが、造園工事は工種が多く、手間仕事が多いので、業者の積算が高くなるのもやむをえない面があると思う。②③については、主な工事内容が遊具の設置であり、メーカーからの購入になるため、裁量の余地がほとんどなく積算が高くなっているのではないかと。④については意見がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札案件 <ul style="list-style-type: none"> ⑤市立和気小学校他3校校内LAN電源工事 ⑥史跡池上曾根遺跡跡第2期整備(基礎整備)工事 ⑦市立鶴山台南小学校プール濾過設備改修工事 <p>委員～⑤は器具の設置が主な工事内容なのか？落札額は適切か？ 事務局～校内LAN電源工事はほぼ同じ内容で全ての小中学校で行っている。そのためいくつか分割して工事発注している。公募型指名競争入札で発注した案件は全て最低制限価格で抽選で決定しているが、指名競争入札で発注した案件はそうはなっていない。設計金額が低い場合はやむをえない面もあるが、この案件(請負金額約700</p>

審 議 概 要	<p>万円)がその理由にあてはまるのかどうか、また他に理由があるのかは現時点では不明である。</p> <p>委員～⑤の入札参加者数が少ないように思うが？理由はあるのか？</p> <p>事務局～元々Bランクは登録者数が少ないし、技術者の関係で指名できなかったことがあるのかもしれない。</p> <p>委員～いずれにしても今後の動向を注視しておく必要があると思う。</p> <p>事務局～了解</p> <p>⑥⑦については特に意見はなかった。</p> <p>・随意契約案件</p> <p>⑧王子3-9-3線管布設工事その10</p> <p>事務局～当該工事は、先に別工事で発注している道路整備工事の業者に随意契約で発注したものである。先の工事内容が、現況道路より高い所に道路を整備するものであり、よう壁を造って土を入れながら施工するため、その作業工程に合わせて下水道管を布設する必要がある。よって、道路整備の施工業者でないと施工できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用したものである。</p> <p>委員～追加工事ということか？</p> <p>事務局～当該工事は下水道工事であり、当初の道路整備工事の中に入っていない工事であるため、変更対応はできず追加工事になる。</p> <p>委員～請負率が高いように思うが？</p> <p>事務局～業者からの見積もりが、予定価格と算定制限価格の範囲に入っていれば契約を締結しなければならない。</p> <p>委員～随意契約の適用にあたっては、やむをえない状況というのを厳格に解釈していかなければいけないと思う。</p> <p>事務局～了解</p>
---------	---